

第2予算審査特別委員会（第4日目）

H20. 3. 18(火) 13:00～

第 一 委 員 会 室

開 会 13:00

委員動静報告

委 員 長

全員出席。これより本日の会議を開く。議案第4号 平成20年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算について、説明を求める。経済部長。

議案第4号 平成20年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

（議案第4号を説明する。）

中嶋部長

委 員 長

窪 之 内

説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

① 第1回事業仕分けでこの事業が取り上げられ、結果としては行政としてやる時代は終わったというような評価を受けた。いろいろな歴史的な経過がない中での評価なのでその評価が正しいとは余り思っていないが、民間に移行することで今の給付水準などを維持できるのであればその可能性を探ることはやるべきと思う。予算を立てる上で事業仕分けの評価を受けて民間への働きかけを行ったのか伺う。

② P302、共済給付費の予算で、参考資料のP25、弔慰金の18年と19年の比較では件数は変わらないが金額が3倍になっている。特殊な死亡というケースがあったためなのかもしれないが、そういったケースが余り考えられないということであれば800万円の計上でよいと思うが、こうしたことも考えたときに800万円でもいいのか伺う。

吉井課長

① 事業仕分けについてはゼロ対6で民間という結果だった。民間に委託した場合のシミュレーションや働きかけということについては、まだ特に具体的には動いていないが、これからの作業としては事業仕分けの結果が出たことに伴い民間に加盟するとした場合にどのようなところがあるのか、あるいは滝川と別なやり方をしている市町村がどういうことになっているのか、それ以外に今のやり方を進めていく中で別に方法がないのか、それぞれのメリット、デメリットはどうか、今加入している企業の皆さんが、もし別の形になったときに困らないかといったことを平成20年度に検証したい。新しい形については平成21年度からだが、それは現状維持になるかもしれないし、事業仕分けの方向でいくかもしれないが広く検証していきたい。ただ、現実的にはこの制度は市単独でやっているのは滝川市だけで、昭和50年からやっている。長く入っている企業にとっては非常に重宝され完全に根づいている制度との認識もある。企業の福利厚生、中小企業対策を担っている滝川市の大きな施策の1つという認識も持っているので、そういった観点も含めて検証していきたい。

長瀬室長

② 弔慰金については、本人または奥さんが死亡といったことが多かったことでの給付費の増である。20年度は従来と同程度ということで予算を組み立てたところである。

委 員 長

山 口

他に質疑はあるか。

もう市でやる必要はなく、商工会議所や市商連に移管しても問題ないと思う。基金が残っているが、移行した場合の処理はどのようになるのか。

吉井課長

基金は700万円と少しあるが、もしそれが民間のほうへとなった場合は、この基金は加盟した方たちの会費を預かって積み立てていっている形と考えられるので、委託する団体に基金も含めて委託して運営していただく形になるのではと

	考えている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしとして確認してよいか。(よし) 以上で議案第4号の質疑を終結する。本日まで4日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上ですべての質疑を終結する。休憩する。
	休 憩 13:11
	再 開 13:29
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。これより討論に入る。 討論順序については初日に決定しているとおり新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、窪之内委員の順となる。 最初に新政会代表の方。
山口	新政会を代表し本委員会に付託された平成20年度滝川市特別会計7件及び病院事業会計並びに関連議案7件について賛成の立場で討論を行う。
委員長	次に市民クラブ代表の方。
水口	市民クラブを代表して第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第9号まで及び関連議案第16号、第17号、第25号、第28号、第30号、第31号、第32号のすべてに賛成の立場で討論する。
委員長	公明党代表の方。
三上	公明党を代表し第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第9号まで、及びすべての関連議案に対し賛成の立場で討論する。
委員長	日本共産党代表の方。
副委員長	日本共産党を代表し第2予算審査特別委員会に付託された議案第3号から第7号、関連議案第25号、第28号、第30号から第32号までは可とする立場から、議案第2号2008年度滝川市国民健康保険特別会計予算、議案第8号2008年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号2008年度滝川市病院事業会計予算、関連議案第16号及び第17号を否とする立場から討論を行う。
委員長	最後に窪之内委員。
窪之内	第2予算審査特別委員会に付託された議案第2号から第8号までの平成20年度特別会計予算及び議案第9号病院事業会計予算並びに関連議案第16号、第17号、第25号、第28号、第30号、第31号、第32号のすべてを可とする立場で討論を行う。
委員長	以上で討論を終結する。討論要旨は整理して3月28日までに事務局へ提出願う。 これより採決を行う。先に反対討論のあった議案第2号及び関連議案第17号を挙手により一括採決する。本案をいずれも可と決することに賛成の方の挙手を求める。(7:1) 挙手多数である。よって本案はいずれも可とすることに決した。 続いて議案第8号及び関連議案第16号を挙手により一括採決する。本案をいずれも可と決することに賛成の方の挙手を求める。(7:1) 挙手多数である。よって本案はいずれも可とすることに決した。 次に議案第9号を挙手により採決する。本案を可と決することに賛成の方の挙手を求める。(7:1) 挙手多数である。よって本案は可とすることに決した。 次に残りの議案第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第25号、第28号、第30号、第31号、第32号の10件を一括採決する。本案をいずれも可と決するこ

とに異議ないか。(なし) 異議なしと認める。よって本案はいずれも可とすることに決した。お諮りする。委員長報告書は正副委員長に一任願えるか。(よし) そのように決定させていただく。以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了した。この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許したいと思う。

市 長

(挨拶する。)

委 員 長

○山木委員長、酒井副委員長退任挨拶をする。

以上で第2 予算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 14 : 03